

財団法人 日本ボールルームダンス連盟

当連盟は音楽著作権に関して、著作者の権利の保護・育成上からも重要であることは充分認識しております。また、著作権法関係法令を遵守する立場からも、連盟として音楽著作物利用の適正化について会員や教室に対し適切な指導を行っています。

然し、現在の著作権等管理事業法の制度、特に運用については会員や傘下の認定教室からも数多くの不満が寄せられているのも事実であります。

それら問題点の殆どは、著作権等管理事業法による使用料規定及びその運用についてであり、ここに連盟及び業界の希望を列記させて戴きたいと存じます。

1. ダンス業界を代表する団体としての連盟
2. 使用料規定に関する改正希望事項
3. 使用料規定の根本的な見直し
4. ダンス教授所以外の使用料規定
5. 収益を目的としない活動への使用料規定
6. 使用料規定に基づく運用の疑問点
7. ダンス音楽の認識不足

1. 日本のダンス業界を代表する団体としての連盟

当連盟は、「ダンスの発展と普及を通して、国民の心身の健全な発展に寄与する」ことを目的として文部科学省から認可されたものである。

従って、会員である認定教室の営業に関しての活動は好ましいものではない、と発足当初から認識していた。

然るに、平成10年に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風適法」)が改正され、連盟も資格の付与を行うこととなり、事業目的の一つとして「ダンス教室の健全な育成、指導及び助言」が加わり、認定教室の指導を行うことになったものである。

平成13年には、当連盟所属の認定教室は1,400を超え、全国に千数百軒と見込まれるダンス・スクール（教授所よりスクールが一般的）の大多数を占めている事、並びに関連団体有限中間法人日本ダンス技術検定機構に於いてもほぼ同数のダンス教室による組織が機能していることなどからも、連盟が著作権等管理事業法第23条に定める「当該利用区分に係る利用者代表」であることは明らかであろう。

また、これまでの利用者代表であった「全日本ダンス協会連合会」（以下「全ダ連」）からも今後の交渉について委任を受けていることを申し添えたい。

2. 使用料規定に関する改正希望事項

先ず、使用料規定、第2章著作物の使用料、第1節、第5項「社交場における演奏等における使用区分、業種8」を改正して頂きたい。

（理由）昭和48年頃、ダンス教室が風適法に取り入れられたのを契機に著作権協会はダンス業界に「キャバレー、バー、スナック、音楽喫茶店、ダンスホール、旅館その他設備を設け客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設」の条件にダンス教室が適合すると契約を迫り、一部の団体が支払いを開始したものである。（後に規定の中に「ダンス教授所など…」の業種が新たに設けられた）

その後、前述の如く風適法は「ダンス教室は、客にダンスをさせる営業ではなく、客にダンスを教える営業」とのダンス界の主張が通り、国会のダンス・スポーツ推進議員連盟の尽力により法律が改正され資格所持者が経営する教室は風適法からは除外されたものである。

しかるに、著作権等管理事業法による使用料規定では依然としてキャバレーやダンスホール等と同列に扱われていることの不条理がある。

ダンス・スクールは、バレエ、ジャズ・ダンス、エアロビクス、タップ、フラ・ダンス、アルゼンチン・タンゴその他の教室と同様、客にダンスをさせる営業ではなく、「客にダンスを教える営業」であることを理解していない差別であり、我々としては看過できない部分である。

要は、使用料金の問題だけではなく、適用区分と他業種との公平性の確保と他業界との格差をなくすことを最大目標としているものである。

同様、同じく社交ダンスを教えていても「スポーツ・クラブやカルチャー・センター」には著作権料を請求していない事実もある。

他のスポーツを併催している営業形態から徴収することには反発が大きいと今までは配慮したのであろうが、取り易い業種からだけ取るということになり、これも差別であろう。ダンスも現在は立派なスポーツとして認知されている。

これは、一昨年「国際オリンピック委員会が正式種目として承認」した事をみても明らかであろう。

昨今の経済状態の中でダンス業界も経営に苦しむスクールが増え、二年前から50以上のダンス・スクールが廃業・閉鎖に追い込まれている事情もある。

公民館などでサークル活動としての営業（料金を取っている）がスクールの営業を圧迫している、と指摘してくる会員もいる。

何故、自分たちは家賃を払い、税金や著作権料を納めて営業しているのに、公民館などで収入を得ている人は払わないで済むのか。また、資格を所持していないアマチュアがサークルを主催し、それで生計を立てている人もいる事が報告され、会員に著作権料に対する不信感を招いていることも事実である。

3. 使用料規定の根本的な見直し

ダンス業界と合意を得ていない使用料規定の認可をされたことについて。

（理由）著作権等管理事業法が制定され、それに伴う使用料規定の認可に向けて、平成13年10月2日届出まで、各関係使用者団体と協議を行わなければならなかった筈であるが、当時既に全国のダンス教室の過半数を占めていた当連盟との協議ではなく、全日本ダンス協会連合会を対象としたこと。

当時のダンス業界の事情をよく知らなかったのは別としても、著作権協会の担当者が「全ダ連」を訪問した際に、全ダ連の小野寺専務理事が、はっきりと「この内容では同意できない」と言ったにも関わらず「著作権物使用料規定一部変更理由書」（名古屋高裁提出、甲第9号証の3）の第10頁、関係使用者団体との協議に、「本変更案については、それぞれ次のおり関係使用者団体との間で協議を行い合意を得ていることを申し添える。」と記され、全日本ダンス協会連合会の名称があることは容認出来ない。（全ダ連に確認して戴きたい）

その後、平成14年8月頃から数度に亘り連盟から協議の開始を求めたのにも、「所属の全認定教室から委任状の提出や、未契約教室からの過去の未払い料金取立て又は全料金の肩代わりを連盟に求める等」無理難題で拒否し続けたこと。

名古屋の結審を待つて有利な状況を作ってから著作権協会は話し合いの席に着いたものの、依然として全ての教室からの取立てを前提条件とするなど、根本的な部分の協議には程遠く、意見の隔たりは埋まっていない。

現使用料規定は、業界の実態とは余りにもかけ離れており、例えば、業種8、別表8の月額使用料について、現状にそぐわない料金設定であるのに、内容の議論も尽くされていない。

この際、根本的な見直しを指導して戴きたいと願うものである。

4. ダンス教授所以外の料金について

第2章第1節3項の演奏会以外の催物における演奏の料金表についての再検討を行って戴きたい。

(理由) この使用料の設定は、時間、入場料と定員により表示されている。

しかし、この表により競技会、演技発表会、パーティに現行の著作権使用料を当てはめると種々の問題点が生じてくる。

(ア) 例えば、ホテル等で行う技術発表会や競技会は、通常 20,000～30,000 円の料金で開催されることが多い。ホテルが飲食を要求することが多い事と会場の定員が少なくフロアーを施設する料金が高額な為である。

その内、食事の料金が 10,000 円から 15,000 円かかるのに、その費用も全て「入場料金」の中に加えると莫大な著作権料が掛かってくることになる。

例えば、20,000 円の会員券で 6 時間の開催をすると 500,000 円を超える著作権料が発生する。殆どの発表会は、100 名～200 名であるから開催することは不可能となる。(500 名以下の区分はない)

(イ) 技術向上に不可欠な競技会の開催について、ダンスの競技会の設営には大きなフロアーを必要とするため体育館等の施設を使用することが多い。

会場の定員は 4,000～5,000 名の施設を使用しても、観客は 100～200 名などが普通であり、単に定員数で計算されてしまうとこれまた開催することが出来なくなってしまう。(観客の実数にすべきである)

(ウ) 現在、連盟の傘下の東部総局が主催している競技会では使用料を 80%に減額して支払っているが、現規定では「当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の 50%の額とする」との特記条項があるのに、何故 80%なのか。担当者に聞いても「以前からその様にしていた」とだけでその根拠が無い。

確かに「適法に録音された録音物の演奏がおこなわれる場合」とあるが、MD 又は CDR に編集したものは「違法」なのであろうか。

他のファッションショーやシンクロナイズド・スイミングなどでも、殆どが CD から編集して使用している。

その理由は、CD をそのまま使用すると頭だしに時間が掛かり、時間の計算がつかないからであり、曲と曲を繋ぐ必要があるからである。

原版の CD を横に置いていけば、MD などに移したものを使用しても良いと思うのであるが如何であろうか。

そうでないと、「当分の間 50%とする」などは文化庁の認可を得るための便法にすぎなかったと言わざるを得ない。

(エ) 同じく競技会の使用料算定について、入場料の平均値の疑問点。

先に述べたように、使用料の算定は入場料が幾らであるかが大きな要素となっている。入場料は平均値で決定され 500 円刻みとなっている。

規定では総定員数の平均値か、単に一番高い料金と一番安い料金の中間値なのか、それとも全ての料金の平均値なのか明確でない。

著作権協会の東京イベント・コンサート支部に行って調査したところ「有料

の値段の平均値」との答えが返ってきた。

即ち、A席の料金が10,000円でB席の料金が5,000円ならば単純に7,500円で席数に関係ない。A～E席まであれば、全てを足して5で割ることになる。

どこの会場でも2階3階の、料金が安い上の方が観客席は多いし、最前列の一番料金が安い席は数が少なくなっている。

また、普及・宣伝を目的として最上階の席を抽選で無料にて開放したり、ジュニアの育成の為に空けたり、会員にも無料サービスを常に行っている。

無料で招待した席も含め、これらの座席数は考慮に入れないで、有料入場者の料金のみを平均値を取るなど「真に不合理」と言わざるを得ない。

5. 収益事業以外の公益活動の阻害

音源を使用して収益を上げる演奏に対して著作権使用料が発生するのは当然であり、現在の規定は主としてそれらに主眼を置いていると思われる。

学校等で使用するものには著作権料を除外するなどの規定はあるが、公益活動を目的とする演奏も収益を目的とするものと全く同じなのは理解できない。

例えば、無料で行っても著作権料が発生するのは当然、との意見があるのも理解できる。しかし、同じ基準で徴収するのは如何であろうか。例えば…

(ア) 現在、全国各地の公民館その他の公共施設で、ダンス・サークルの使用率が最も高いといわれている。生涯教育の一環として行っている、収益を目的としないサークル活動からも現行規定による著作権料を徴収するとすると殆どのサークルの活動が出来なくなってしまう。

通常20名から30名程度のサークルが最も一般的と思うが、月会費1,000円から2,000円で「現行規定による著作権料」を支払うことは不可能であろう。

(イ) 会員の親睦を目的とする合同パーティも頻繁に行われているが、現規定では無料で行うものでも4時間として10,000円を支払わねばならない。

しかも、人数は500名が最少単位である為に、30名の会員が1,000円の会費で4時間パーティを行った場合、30,000円の収入に対し著作権料が32,000円となり、開催不能となる。

(ウ) 全国各地で開催されている、アマチュアが主催するスポーツ・ダンス競技会についても、前述の如く体育館等で開催するのは不可能となろう。

以上の如く、何処から何処までを収益事業とするか、線引きをするのは難しいものがあるが、現行規定の問題点を洗い出して、もう一度見直しを行って戴きたいと希望するものである。

6. 使用料規定に基づく運用について

第4項の（ウ）で述べたように使用料規定に基づく運用にも数多くの疑問点がある。

（ア）昨年暮れに契約のため著作権協会を訪れた両国駅前のオオタケ・ダンス・スクールの大竹辰郎氏は、過去9年間分の使用料の清算として300万円を請求され、「そんなに払えない」と言ったところ、80万円を切る金額を提示され支払ってきた。（300万円が1/4に減額できる権限と根拠はどこにあるのか）

（イ）群馬県のスクールは今まで殆ど契約を結んでいなかったが、協会の会長が代表して大宮支部を訪れたところ担当者は「もう少し待ってくれ」と既に数年間もそのまま放置され経過している。

などなど、新規契約に対する対応も支部や担当者によって大きく異なっていることが明らかになっている。

7. ダンス音楽に対する認識不足が問題点

ダンスとカラオケは異なることを協会が認識していない事も問題である。

仙台支部ではカラオケを例に契約希望者に説明しているようだが、カラオケは最新の歌曲、しかも歌詞入りのものが無ければ営業は成立しない。

しかし、ダンスはリズムとテンポが重要であり、上に乗っているメロディは極論すれば何でも良いと言える。

即ち、ワルツやタンゴ、ルンバなどのリズムと決まった速さが重要なのであって、メロディはクラシックや各国の民謡などPD曲で十分である。

自衛策として、バレエ業界がセンター・レッスンやバー・レッスンを行う時にピアノ又は著作権フリーCD曲を使用する様に、ダンス教授所も著作権フリーCD曲によるレッスンで一向に問題ない。

既に「全ダ連」も制作している如く、連盟も「著作権フリーCD曲」の制作を始めている。（現在、第3集の発売を準備中）

今後、著作権協会と話し合いが纏まらない時は、全国的にその方向に向かう事も考えられるが、最も良いのは業界が納得できる著作権使用料で合意することであろう。

そうすれば、今まで同様、全ての音楽を使用することが出来るからである。

その他、著作権等管理事業法の制定により、同様の請求が著作権協会以外の新しい事業者からも発生しないか、徴収した使用料が適正に配分されているか、など数多くの問題点が指摘され、現行の使用料規定の改正が求められている。

どうか、著作権協会との正常な関係を築く上からも、貴文化庁著作権課のご尽力とご指導をお願い申し上げたい。

以上